

平成28年度第3回 大阪府子ども施策審議会
子どもの貧困対策部会

日 時：平成29年1月18日（水曜日）
午前10時から11時30分まで

場 所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
4階 大会議室1

○部会長 おはようございます。きょうは中間報告ということで、マスコミの方もたくさん来ていただいて、大阪のこの調査が注目されているというのは私たちかわっているメンバーとしたらうれしいことだなと思っています。

この間、国のほうでも12月にも会議がございましたし、文部科学省なども中教審（中央教育審議会）でも、この子どもの貧困対策について議論がされています。それぞれ省庁の中で、国でもなされているところがございます。ぜひ、大阪から皆様の積極的な意見を、この調査と共に発信していけたらうれしいなと思っていますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

—事務局説明—

議事（1）「子どもの生活に関する実態調査（中間とりまとめ）について」

○部会長 ありがとうございます。委員の皆様、ご意見をお願いいたします。

○委員 「調査なくして政策なし」とよく言われますが、やはり実態の把握から見えてくるものに対する対応を改めていろいろと考えさせられました。

1つは、非常に総合性というものが重要だと改めて感じました。行政施策というものは、どうしても縦割りになりますし、担当別になるのですが、この子どもの貧困がもたらす深刻な実態をどうするのかという施策に関する事、行政内における総合性、横の関係ですが、これがどのようにアプローチできるのかということが、非常に改めて重要であり、これが庁内の中でも非常に強く意識されて、この部会の議論の中でも非常に重要な視点だなと改めて感じます。

それからもう1点は、支援をどう届けるのかということです。支援の内容の新たな改善、見直し等、計画の検証ということが、部会の目的でもあるのですが、そのことを踏まえた上で、その支援策が本当に支援の必要な、より深刻な人に届いているのか、そこが非常に大事なように思うのです。

重要なポイントとして、発見という機能自身が非常に施策として重要ではないか。今、重要な政策は、本当に困窮している人が発見されるという機能を整理するということが非常に重要になってくるのではないかなという気がするのです。

それで、子どもの貧困対策として、今、こども食堂とか生活困窮者自立支援法の関係で、学習活動とかいろいろ居場所を作ろうという活動をしています。市町村でも、生活困窮者自立支援法の中でも、必須事業と選択事業に分かれているのですが、子どもの学習支援は残念ながら選択事業になっていますから、全市町村でやるということになっていないかもわかりませんが、学習支援とか、そういう居場所、こども食堂とかにアクセスするというのも重要ですが、同時にそこにアクセスしてきた子ども、保護者も含めた、そこからどういう問題があるかを相談に乗って支援に結びつけていく。これが非常に重要だと考える。そういう意味では、居場所と相談機能、この2つがやはり孤立を防いだり、あるいは支援にしっかりつなぐのに、改めて重要ではないのかなと思っています。

今回の実態調査でも、保護者の方が本当に自分の家族、パートナーとか自分の親とか、非常に困ったときに相談する、そういう身近な家族などの人間関係以外、公的なところへ相談に行っているのがぐっと低いですね。つまり、ここで議論される行政施策のところの公的なところには、困難な人がなかなかアクセスしていないですよ。調査ではっきりと出てきているのです。よく考えれば身近な家族とか、自分の日ごろ結びつきの強い人に相談をするというのはある意味自然なことなのですが。

真に支援の必要な人に支援が届かないということも同時に起こってきていることが事実だと思うので、この公的機関にどうアクセス力を強めるかという、そのポイントの1つに、家族以外のところで比較的相談に行くというのは、やはり近隣の人間関係のところに行くというところが高く出ているのですね、今回の調査でも。

ですから、やはり身近に暮らしているコミュニティにおける、子どもが通っている学校、そして保護者がいる身近な人間関係を持っている、家族以外の身近な相談相手がいる、そういう寄り添う場所には、日ごろから非常に行きやすい。市役所とか、府庁とかは、少し遠いですが、公的機関の相談窓口としては。だから、公民館とか、隣保館とか、介護などでも地域包括支援センターが校区に整理されて、身近に介護などで困った場合には相談に行くとか、整理されていますよね。こういうことをこの課題では、やはり同じようなことが起こっているなということで、身近なコミュニティにおける相談機能窓口の整理というのは、他の分野でも言われてきていますが、改めて認識させられました。

それから、もう1点。支援の必要性の高いところに本当に取組みとかが起こっているのか、届いているのか。部会長も以前の会議の中で、特にそのご発言があったのが印象に残っているのですが、私もそう思っています。今回の調査で、やはりその地域とか、それから公営住宅団地、府営住宅とか市営住宅、低所得者の集住地域になっていて、いろいろな課題がそこに出ているのです。そういうところで、ぜひ、子どもの貧困対策の中のいろいろなメニュー、居場所とか、実際にそういうアクセスができる窓口とか、学校以外に

「やろう」という地域の力とか、そういう人材とか、そういうところでやろうとするとここに窓口ができたり、取組みができてというよりは、本当は真に必要なところにそういう窓口や取り組むNPO、あるいは地域のコミュニティビジネスみたいな、本当に地域の公益性に自分たちの協働力でがんばるんだというようなことが、そういう一番必要度の高い人たちが集まっているところとか、そういうところに本当にできるような工夫が大変重要だろうと思います。

地域とか、公営住宅とか、あるいは母子世帯が非常に深刻ですよ、ひとり親世帯。そこからあたりに、どう集中して、今言ったようなことが行われるのかということです。

どうしても感じてしまうのは、いろいろな施策、福祉というのは、困難が起きているのでそれへの対応みたいな議論をしていますが、その困難はどこから生み出されているのか、再生産されているのかなと言ったら、やはり就労と家庭生活と、それから休息という3つ

のバランスで、人々はやはり最低限度の健康で文化的、ある意味、豊かな生活ができると思うのです。やはり低賃金、長時間労働。ひとり親家庭だけではなく、ふたり親だが実態はひとり親になっていると、子育て世帯が。そういう何か、今の実態がどんどん深刻になっていることが子どもの貧困を生み出しているし、再生産しているのではないかなど。ここに切り込む。少し内閣委員会のそういう議論の指導もなっていたので。

○部会長 ありがとうございます。発見のこと、それから重要なことをすべておっしゃっていただきました。相談、届けるという仕組みをどうするのかということ。それから、最後にもおっしゃっていた、就労と家庭と地域と、厳しい状況の再生産をどうしていくのかと。本日の課題にも雇用というところを挙げておられますが、一番根底的なところも、最後に指摘をいただきまして、ありがとうございます。

○委員 地域とか、そういうところでの情報の伝達、そしてつかむということについて。役目が本当に行き届いていないのかなというのを、自分で今つくづくそう思います。

貧困層のほとんどを母子世帯が占めているということが、改めてわかるのですが。母子世帯というのは、みんな貧困である、何で貧困であるのかと思いたいぐらい、みんな仕事をして働いているのです。ここにも出てきていますが、ほとんどが仕事をしています。

ですが、その世帯のほとんどが、データとして80何%の母子家庭が就労していますが、その世帯のほとんどが困窮度Ⅰというような状態という、そのこと自体がすごく親の貧困、子どもの貧困ということを生み出していると思うのです。

だから、お母さんがものすごく厳しい生活をしているのです。経済的にはもちろんですが、ほとんどが非正規で、そして正規でも給料がすごく少ないです。就労センターで見ると、その数字にびっくりするぐらいの収入、はっきり言って、就労して20万円に届く収入を得ている人はほとんどいないと思うのです。その中で、ここには出ていませんが、ダブル・トリプルの仕事をしている人もあるわけです。調べたら、かなり出てくると思います。

そういう人たちは、そうしたらどういうことになるかということ、もう時間がないですよ。お母さん自身が、時間がない。そして、非正規の場合は健診とか、そういうものも正規のようにきちんと受診するというような制度もなく、もしかしたら省かれているかもしれません。地域の市民健診を受けるにも時間がない。そうしたら、やはり健康面でもマイナスになってくる。それから、時間がないということは、子どもと一緒に家庭のこともできない。だから、お母さんが精神的にも追い詰められてくるのが本当によくわかるのです。これはやはり母親の就労、ひとり親の就労、そして収入の安定、そして自分の安定、これがとにかく確保できれば、本当に普通の親と子の生活ができるのです。

今の制度としていろいろとありますが、これもある限られた人だけしか受けられません。そして、やはり能力があって時間がある人でないと、それを受けるまでにはいかないわけですよ。とにかく一生懸命に働いている人が最低限度の生活の保障がない。そういう社会ではなく、もっとそういう経済的な、最低限度の生活の収入保障を国として考えていた

だきたいと思うのです。

それと、お母さんの就労の訓練とか、いろいろありますが、いくらお母さんたちがいろいろな訓練をしても、雇ってくれるほうが理解をして雇ってくれないと、就労問題は解決しないと思うのです。これは就労センターも足を運んだり、いろいろ情報を取るようにはしていますが。

大阪府として、そして国として、企業にもう少し働きかけてくれる、そして、その企業を啓発してくれるということを積極的にやっていただけたら、もっと企業の方も協力してくれるのではないかと。とにかく、就職口はあっても、安定できる就職の口はございません。だから、それを少し国としても取り上げてほしいし、大阪府が先導をしていただきたいと思うのです。

あと、もう一つですが、貧困世帯の子どもが安心していられる場所というのは、私は学校ではないかと思うのです。学校でいろいろな、個々で居場所をつくり、学習を助けてやるのも、あちこちでやるのもいいのですが、学校を基本として、そして学校にいて、学校で居場所と、ある程度の学習、補習ができるようなことが考えられないかなと思うのです。そういう教育のこともお願いしたいと思います。

奨学金も借りるといっても、2人、3人、多子の子ども家庭では、もう2人目3人目になると借りられません。そして子どもの借金が、それこそ増えるだけです。これもそれぞれ、返済なし、給付型の奨学金にも少し力を入れてくれるのと、教育の費用を何とかもう少し安くならないものかと。非常に高いと思うのです。

○部会長 ありがとうございます。雇用のことを、「企業に」という重要なこともご指摘をいただきました。学校のこと、またあとで私からも意見を言いたいと思います。ありがとうございました。

○委員 1点目は、先ほど雇用のことがあったのですが、データからも明らかに、若年層の母子の家庭のしんどさは端的に数値として現れていると思うのです。だから、その彼女たち、若年層の雇用の状況、彼女たちの雇用の状況がどうか、そこの相談相手はどのような形になっているのか、というようなクロスがあれば、また施策につなげていくこともできるのかなと、データを見て感じました。それが1点です。

先ほど、公的機関のところに非常にやはり相談が少ないということがあったのですが。その相談されているところを見ますと、やはり困窮度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの方はやはり相談されているのですよね、数は少ないのですが。それはあることによって、やはりそこで救われている。そこに足を運んだり、働きかけていったらいいよと言って、行ったことによって支援につなげることができる。そういう意味では、やはり公的な機関の何らかのセンターであるとか、女性に関しては女性センターであるとか、子どもたちに関しては子どもがそこで集えるような、先ほど児童館とか、ビッグバンとかの話もありましたが。そういうところの果たす役割というのがやはり大きいのではないかなというように思います。

そこをさらにどう、相談に行く人が安心して行けるようなシステムを作っていくのかと

ということが、今後の課題だと思っております。そのところをぜひ、一緒に考えていただけたらというのが2点目です。

そこには子どもが、学校にも入れるし、その地域にも入れる。その地域の中に居場所を作ってほしいというのは、この間ずっとこの部会の中でも、子ども施策審議会でも言っているのですが。そうしたら、子どもがやはり何でそこへ足を運ぶかということを考えてみたときに、「勉強するからおいで」だけでは、なかなかやはり難しい部分があると思うのです。子どもの生活実態と学力、進路の問題は密接につながっているというのは、今回の実態調査から出ていると思うのです。やはり子どもがそこへ行って、「あ、あの子がいるから行こう」とか「あのお兄ちゃんがいるから行こう」とか。相談できる相手がいるとか。そこで遊べるとか。だから、そういうようなところの合わせた視点というのが必要のように感じます。

今、映画『さとにきたらええやん』のもとにされていますが、「こどもの里」の荘保共子さんのお話の中で、一番のスタートは、子どもが安心して地域の中で遊べる場所を確保すること。その中で子どものいろいろな相談事を聞いている中で、どんどん今の「こどもの里」のスタイルができてきたのだというようなお話もされていましたが。そこと、先ほど言った、地域の中の居場所と学校とうまく連携を取りながら、本当に困った人に支援が届くような施策、「あそこにこんな人がいるから、ちょっと見て行ってあげたほうがいいな」というようなシステムづくりができていけばいいなと思っております。

これは特に貧困層に限った課題ではないのですが、食のところで、非常に中央値以上の子どもも、朝食を1人で食べていたり、夕食を1人で食べていたり、孤食の問題がやはりあると思うのですね。そこはやはり孤立の問題と密接につながっていくと思います。だから、そういう観点で、今回は子どもの貧困施策ということが重点なのですが、そこから見えてきた課題もまた全体に取り組む課題としてはあると感じました。

○部会長 ありがとうございます。若年母子をもう少し詳しくというところと、私も同じところを思ったのですが、相談されている、一番しんどい層が公的な機関に相談されている数があるという、ここはすごく大事にしたいなと思いました。最後にも、孤食の問題もご指摘くださいました。ありがとうございました。

○委員 調査結果から、改めて既存の経済給付制度の貧困の削減効果というのが、ほとんど果たせていないというのが明らかになったのではないかと思います。

生活保護に対するバッシング等もありますが、そういった社会の厳しい目を貧困層の保護者の方自身も内面化して、「生活保護だけは受けたくない」、就学援助制度さえも「それは受けたくない」と思っておられるというのは、単に制度の周知徹底を図る、認知度を上げるということだけでは改善できないのではないかと。もちろん制度自体をご存知ないという世帯もまだいらっしゃると思いますが、「知っているけれども、それは受けたくないんだ」というネガティブな見方をどう変えていくのかというのをぜひ検討していかなければいけないのではと思います。

通常であれば、貧困施策のさまざまな利用者が減っていく、対象者が減っていくというのが、施策の効果が上がったのだ、貧困対策が進んだということを意味するかと思います。今のこのデータとか現状を考えますと、一定、生活保護率が増えていく、就学援助率が増えていって初めて貧困対策が進んだという、そういう現状にあるのではないかと思います。だから、当面はやはり生活保護制度も含めてきちんと利用率を上げていくという姿勢を、行政もきちんと見せるということが必要ではないかと思います。

そういう意味では、資料の中で2ページのところで、現行の児童手当とか児童扶養手当の施策を並べていただきましたが、生活保護制度が下から2番目でいいのかと。ぜひ、これは上のほうに持って行っていただきたいと思います。貸付制度と、月々の経済給付では意味合いが違うと思うのです。臨時的な貧困の状態に一時的に対応するのが貸付制度であって、一時的な困窮状態に対応する制度でいいのか、あるいは月々の生活費も含めてもう足りないのだということがあるのかどうかは、施策によって意味合いが違うと思いますので、ぜひ、ここは優先順位を上げていただきたいと思います。以上です。

○部会長 はい。ありがとうございました。どうやってその認識を変えていくのかという、府民の認識を変えていくという大きな提言、その役割が行政にあるということです。ありがとうございました。

○委員 結果を見ると、「やっぱりそうなのか」という感想を持たれる方がほとんどではないかなと思います。

まず、現在の、特に子どもの貧困の問題を考える上で重要な点は、社会全般としてですが、貧困をどのように理解できるのかということにまずかかってきます。今求められていることが、貧困を可視化するということが非常に大きな課題になっていますし、また、貧困は平均的な暮らしと比べてどういうものなのかということを理解していく。格差として、あるいは相対的にとらえるということがすごく大事です。

だから、今回の資料の中で、中央値以上の層とどう違うのかということを見ていくのがとても大事です。いろいろな課題が浮かび上がっていると思います。学習面も、生活面も、健康面も、それぞれの課題が明らかになっているのではないかと考えています。

ただ、今回のこのデータの整理は一番基本形といいますか、所得階層に対してのそれぞれの課題がどうなっているのかという割合を並べていますが、それぞれが相互に関連していて、非常に複雑な生活の構造の中で暮らしておられる方たちがいる、ということを念頭に置かなければいけませんし、さらに、相互の関係性については、もっと時間をかけて見ないといけない部分がたくさんある。それぞれの生活課題、健康課題、学習の課題というのは、またそれぞれ関連性を見ていかなければいけないと思っています。

既に明らかになっている学習支援、非常に今いろいろと全国で取り組まれています、それだけではなく生活面、健康面、それぞれの支援が必要になったということが明らかになっているのだらうと思います。

そのために、では、どのような取組みをしたらいいのかということなのですが、資料2

の12ページになるかと思いますが、これは1つの例ですが。まず、事業別で並べておられるのですが、確かに、この事業の中をチェックしていくと、活用できるものもあるでしょうし、また、周知が十分でないものもたぶんあると。今までのお話もそういうお話だったと思います。ただ、事業をどういうようにこの支援の仕組みに整えていくのかを考えると、事業別に並べるということだけではなく、むしろ、こういう状況にある子どもたちにはこういう生活ニーズがあるので、それに対してこういう事業を当てはめていきます、というような見せ方をすることも大事なのかなと思います。

どちらにしても、事業の中から生活を見るのではなく、生活をしている中に必要なものは何かということを考えていく。その上で活用できるものは活用したらいいと思いますし。ひょっとしたら新たに何か考えて、新しい事業を考えなければいけない。今ある事業に当てはめてニーズを提示するというだけではいけないのではないかなと思いますし。

また、今、全国的にどこでも、子どもの貧困は大きな課題になっていますから、周りの自治体がどこでやっているのかということ意識しつつ進めておられるとは思いますが、横並びに必要なものもあるとは思いますが、やはり新たにいろいろと考えていくということが必要。やはりここは大阪独自の工夫みたいなものを作って、全国の子どもの貧困対策を引っ張っていくぐらいの形でできたらいいなと思っております。

それから、発見というお話がありました。やはりこの非常に困っている世帯の方が声が上がられているのか、というところが非常に大事だろうと思います。それをどう汲み取るのかという仕組みを整えていくのが、まず、これらの事業に先立ってやらなければいけないことだなということ、きょうお話を伺って改めてそう思いました。

それから、取組みの主体ということで、大阪府はどうするのだという話になりがちです。自治体が生活の最前線におられるということは、もちろんそうなのですが、やはり子どもの貧困を取り巻く状況の課題は非常に大きなものをたくさんはらんでいて、労働の問題であるとか、所得保障の問題であるとか、奨学金の問題であるとか。もちろん自治体を中心にやって取り組むということでもいいと思うのですが、国の役割も非常に問われていると思います。

例えば、自治体がんばればいいのかということではなく、では国は何をするのかということ、改めて大阪府の側から国に対して問いかけることが重要ではないのか。所得保障の責任は、どこにあるのだと。手当の責任、現金給付のシステムを作るのはどこにあるのだ、ということ考えたときに、やはりこういったデータをもとに発信していくことも、大きな課題ではないかと思っております。

まだまだ議論しなければいけないことが非常にたくさんあって、きょうも幾つかこういう視点での分析があるのではないかというお話をいただいたかと思っております。それについては、今後も継続してやるということが大事なかなと思います。

最後は、こういうデータを見たときの、「今こうなっているんだ」ということだけではなくて、子どもの貧困問題に取り組む姿勢の中でとても大事なことは、「じゃあ、もしこのま

まこの状況が放置されていったら、次どういうふうになるんだろう」というようなことの想像力といいますか、そういったことが非常に大事で、それは行政とか施策を担当する側だけではなく、社会全体でそういう意識を持っていくことがとても大事ですし、そういった働きかけというのは、さまざまな面からしていかなければいけないのかなと思っています。

○部会長 ありがとうございます。皆様がおっしゃってくださったところは、すべてそうなのですが、発見の仕組みということでは、「なぜ学校なのか」という。先ほど学校のところで、「あとで私も意見を」と言わせてもらったのは、先生がやるとか、今の学校というイメージではなくて、すべての子どもたちの発見する仕組みと考えたときに、今、乳幼児健診はかなり高い率で発見してフォローして追いかけているのですね。マスコミで事件になった事例も、6回も訪問しているわけですよ。最後は悲しい結果にはなっていますが。そのように発見があって、次の動きになっている。それは事実把握ができるところだからです。それがあからずです。

そういう意味で、就学後になると、すべての子どもたちを把握している場所というのは学校しかないし、ある自治体でこの間も会議がございまして、居場所とかこども食堂とかを作っていくのですが、「子どもが校区外に出てはいけません」と学校から指導されていることが明確になりました。NPOが立ち上げても、NPOのある地域でこども食堂とか居場所を作っていけるので、結局先ほど話題に、皆様もおっしゃっていた、必要な子どもさんが多いところにはないかもしれません。必要な子どもの多い地域には居場所やこども食堂がなかったりするのです。あるところに紹介しようとする、校区外なので、学校からは校区外に出てはいけませんというようになるという、すごく矛盾もあります。

そういう意味で、学校だ、教育委員会だという話ではなく、協働しながら、そういう場所でどうやって発見してつなげていくか、サービスも学校においてつなげていくことができるのかというのを、本気で考えないといけないデータではないのかと思いました。

「毎日遅刻している子」という子どもの半分の数は不登校になっている。きょうの最後のデータにつけておりましたが、大阪府内全部で実施をされています。これが5万件の回収があるわけです。そうすると、今の大阪府の調査の40倍の回答数、この数の40倍いるわけですよ。結構な数です。毎日遅刻している子、朝ごはんを食べていない子、と考えてください。大阪府のこの調査だけを見るとピンときにくいことも、そのために大阪府内全体で共同実施しています。明確な数値はこれからだと思いますが、単純に40倍していただいたら、もうすごい数、1000超えの数になってくるということがわかります。それはパーセントで言えば少ないからいいのだということではなく、やはりそこにも目を向けていかなければいけないのではないかと思います。

根本的な雇用の問題とか、生活保護受給の課題について。例えば、大阪は虐待が1位なんですね。就学援助率も1位だったと思います。それはある意味で、宣伝とかネットワークとか、皆様が手をつないでいるからどんどん上がってくる。

そういう意味では、生活保護の数が増えていくということは、増やしたらいいということではないのですが、そんな視点も必要ではないかなと。虐待については、ずいぶん数が上がるということは、決してマイナスだけではない。チームが組めている、きちんと発見ができていて、というように自負されている自治体もございます。そういう目線も、少し大きな発想の転換をしていかないと、これには対応できないのではないかと結果だったのではないかと考えています。

—事務局説明—

「大阪府子どもの生活に関する実態調査（支援機関等調査）結果概要（速報）」

「施設退所児童等の実態調査について」

○委員 報告にあったのですが、退所者の方の保証人。孤立した、つまり親がいない人だったわけでしょう。でも、保証人がないとだめという。特に就労とか、それから住居を借りるときにね。相手の企業も、「ああ、わかりました」というところと、「あくまでそういうことになっていますから」と言って、入り口で排除されるようなことがすごくあって。せっかく社会に出て、これからというときになって。

この施設の退所者直後のうちの相談者に聞いてみると、就労するときに施設の職員の方が保証人になってもらうみたいなのがあるが、それをやはりいろいろあって、年数が少し経ってしまっていたりだとか、そうすると頼みにくいか。頼みたくないという人もいますし。これは政策的に、社会全体の身元保証制度とは何なんだろうと。憲法では、個人の尊厳というか、個人として人権は尊重されると言っているのに、家族のいない個人は家も借りられないのか、就職もできないのかなと。これは基本的人権の侵害ではないかというぐらい思いますね。

これは制度的に何とか。たぶん施設の方たちが保証人になったりしているケースがあるので、つまり社会のほうを変えないで、何とか理解を求められないかとか。個人として、人は人間である限り尊重されるという人権の原則から言うと、家族のいない個人というところを何か。身元保証は、他人ではなかなか引き受けてもらえないですよ。

○山野部会長 ありがとうございます。未成年後見人も始まっているのですが、未成年ですから、あくまでも。今おっしゃられているように、20歳を超えて身内がいない人ということですよ。ありがとうございます。ぜひ、それはまた課題として考えていただいたり、私たちも考えていけたらなと思います。

関係機関の調査も非常に丁寧に聞き取りをしてくださり、本日お集まりいただいている市町村の皆様にもご協力をいただいているかと思えます。個人情報の問題とかの4点まとめられたところがクリアできないと、先ほどの「発見をどうしていくのか」「どうつなげていくのか」ということに、即影響していくのではないかと思います。

イギリスに視察して、関係者が皆同じ貧困マップを持って、Aさん、Bさんという個人情報ではなく、しっかりここを目標にしてやっていこうと取り組んでいる。同じ貧困状態

の地域を共有して取り組んでいるという姿を、子育て関係、学校関係で見てまいりました。そんなように個人情報云々をどのように、通知であったり、法的に条例であったり、大阪としてできることだったら条例かもしれませんが、何か作り込んでいけないのかなというのはつくづく思いました。

施設退所者の調査のほうも前回出ていましたが、かなりの数の方が答えてくださっています。それでも答えてくれた人の回答なので、施設とつながっていない人の状況はもっと、今、委員からもご意見がありました。もっと深刻な状況かもしれないと思いつきながらお聞きしました。ありがとうございます。

それでは、本日、皆様からいただいた課題や意見を踏まえて、資料の修正であったりとか、今後も議論を重ねながら、ぜひ、より良い報告ができるように一緒にがんばっていきたいと思います。このあとは、一応、意見はいろいろと出していただくとして、最後は事務局と部会長一任とさせていただきたいと考えます。よろしいでしょうか。

○全員 はい。

(終了)